

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

008	栗田工業(株)総合研究所建設事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	<p>事業予定地は、厚木市の中心から西方へ約5kmの丹沢山系が相模平野に接する丘陵地に、住宅・都市整備公団が造成を進めている「森の里」の一角にある。</p> <p>この「森の里」は、すでに造成が完了し、住宅地区、研究所、大学等の施設用地、公園・緑地等によって構成され、道路、上下水道などの施設も整備されており、新たに自然の地形が改変されることはほとんどない。</p> <p>しかし、研究所では、研究の過程で有害な物質の使用が予定されるため、状況によっては周囲に影響を及ぼすことも考えられる。また、建設工事中の交通安全の確保、事業予定地に接している高松山ハイキングコース及び緑道「春の路」への配慮等もあるため、環境保全対策の検討が必要となっている。</p> <p>更に、研究内容が科学技術の進歩等により変化し、それに伴い環境に与える影響も変化することが考えられるので、将来にわたり状況に応じて適切に対応し、環境問題を発生させないよう配慮すること。</p>	<p>科学技術の進歩に伴う研究内容の変化によって、周辺への影響が変化することが考えられるので、次の対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スクラバー、排水処理施設等の除害施設は余裕のある計画とし、将来の負荷増に対応可能とする。 ○ 産業廃棄物や実験排水等一部有害物質を含有するものに関しては、取扱基準書を制定し、安全衛生委員会を中心とした所内体制を確立する。 <p>なお、今後状況の変化に適切に対応するとともに、科学技術の進歩等による研究内容の変化に応じ、今後とも公害防止対策を見直すなど環境問題の未然防止に努める。</p>
大気汚染	<p>研究開発では、各種の試験・分析の際に酸・アルカリによる分解等の作業を行うため、この過程で塩素等の有害な物質が発生することとなる。</p> <p>これに対し、事業計画では、これらの有害な物質の濃度が、排出口で県公害防止条例の規制基準を下回るとして、除害施設の設置を予定していない。</p> <p>しかし研究の内容、方法は多種多様であるため、状況によっては高い濃度の有害な物質が排出される可能性があるため、試験・分析作業の内容、頻度、実施場所などをもとに有害な物質の排出状況を予測し、その結果により排出口の位置、構造等を考慮した除害施設を設置するなど、効果的な排出ガスの処理対策を検討すること。</p>	<p>研究所内としては比較的高濃度の特定物質が高頻度で放出される可能性のある、本館2階の排気装置付実験台（ドラフトチャンバー）の排気系統のうち1系統には、洗浄式排ガス処理装置（スクラバー）を設置し、ドラフトチャンバー使用中は常時このスクラバーを稼働させ、排出ガスを処理する計画とした。</p> <p>本館4,5,6階においても若干量とはいえ特定物質の発生が考えられることと、将来の研究内容の変更への対応を考慮し、各階1系統は、排出口にスクラバーを設置し、必要な際にスクラバーを稼働させ、排出ガス処理を実施する計画とした。</p> <p>評価書案では、排出口は屋上階に設け、防音及び景観上の配慮からその周囲を高さ4.8mの壁（パラペット）で囲むこととしていたが、気象状況によっては排出ガスがパラペット内で滞留し、これが地上へと舞い降りることが考えられることからパラペットの一部約50平方メートルを金網の通風口として開口することとした。</p>
廃棄物	<p>事業計画では、廃棄物のうち、クロム、シアン等の有害な物質を含むものについては、発生源で無害化、安定化等の処理をした後に、産業廃棄物処理業者に委託して処理する計画となっている。</p> <p>本計画のように多種類の薬品や実験材料を用いる研究活動では、多種多様な廃棄物の発生が考えられ、これを適切に処理、処分するためには、廃棄物発生の段階で適切な分別、保管ができるようにする必要がある。</p> <p>このため、特に有害な物質を含む廃棄物は、研究過程から排出される際に性状に応</p>	<p>有害物質を含有する廃棄物の漏洩や他の廃棄物への混入を防止するため、次の措置を講じ、適切な管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水銀、クロム、シアン等の有害な物質を含む廃棄物の分別には種類毎の細分類を行う他、発生源である各実験室・実験棟に、指定色で分別種類が一目で判る回収容器を設置し、混入を防止する。 ・ 廃棄物は種類毎に廃棄物置場内の区分された場所に保管し、その搬出は、月2回の指定日に行い、速やかに処理業者に引き取らせる。 ・ 分別区分、保管方法を所内に周知徹底させ、所内体制を確立すべく従来の「排出処理マニュアル」を見直し、拡充し「産業廃棄物搬出基準書」を制定する。

	じて分別、保管をするなど適切な管理が行えるよう配慮すること。	
植物・動物・生態系・レクリエーション資源	<p>土地利用計画では、事業予定地の東側にある山林部分14,400平方メートルを自然緑地として保存するとしている。この自然緑地は、クヌギ・コナラを中心とした多様な植生で構成され、鳥や昆虫などの生息にもっとも良好な状況にある。また、この緑地は市民のレクリエーションの場となっている高松山に接続しハイキングコース及び「春の路」からの景観に大きくかわりをもつため、このことを考慮して将来にわたり良好な自然が維持されるよう配慮する必要がある。</p> <p>事業予定地北側の敷地境界沿いに予定している環境保全林は、地域住民のレクリエーションの場である「春の路」に接するため、この「春の路」の緑と一体としてレクリエーション等の効果が高められるよう、植栽の方法等について関係事業者間で十分な調整を行うこと。</p>	<p>当計画では、計画地東側の高松山に接する山林部を現状のまま保存林とする。</p> <p>また、当社は住宅・都市整備公団と昭和58年3月に緑化協定を締結しているが、今後は、都市緑地保全法に基づく緑化協定を締結し、保存林及び環境保全林などの緑地を保全するつもりである。更に、新研究所の場所選定の理由の一つとして、「周辺地域の緑豊かな眺望、景観に恵まれた場所」を評価書案に記載したが、この保存林もその重要な構成要素であることを認識し、将来とも良好な自然を維持していくよう努める方針である。</p> <p>「春の路」は、高松山ハイキングコースに接続する緑道として、住宅・都市整備公団により建設が進められており、遊歩道を挟んで両側に「春の路」をイメージづける花木・修景木が植栽される。この「春の路」のレクリエーション効果を高めるため、「春の路」に沿った環境保全林は、幅が最小2mとなっていたものを、少なくとも3mに広げ常緑広葉樹を主体として、林縁部に春に花の咲く低木を植栽する計画に変更した。</p>
安全	<p>建設工事に伴う工事用車両の運行ルートは、県道上粕屋厚木線などが予定されているが、これらの沿道には小学校、中学校などの教育施設の他、社会福祉施設、公民館があるなど、地域住民とのかかわりの強い道路があるため交通安全上注意が必要である。</p> <p>また、「森の里」の住宅地区は造成工事が進められており、更に誘致施設地区では今後も引続き大学、研究所の建設が進められる予定のため、時間帯によっては、関連する工事用車両、通勤、通学の車両がふくそうすることが考えられるので、交通安全上より一層の配慮が必要である。</p> <p>このような状況から、建設工事に伴う工事用車両の運行方法等を決める場合には、県道上粕屋厚木線のバイパスの利用も考慮に入れて、工事用車両の運行が競合する住宅・都市整備公団、キャノン株式会社その他の関係事業者と調整をし、適切なルートの選定をするなど、地域住民の交通安全が確保できる方策を検討すること。</p>	<p>当事業の工事用車両の通行する道路は、地域住民とのかかわりの強いルートであり「森の里」内の他の工事が並行して進められるため、交通安全上十分な配慮が必要であると考えている。</p> <p>そのため、評価書案記載の諸対策をきめ細かく実施し、更に工事用車両運転者教育の強化策として、運行ルート沿道の教育施設、公共施設や、通学路等の要留意箇所を記載した安全運転要綱図を作成・配布し安全運転教育を徹底する。また、工事を開始するに際しては、他の工事とふくそうするため、住宅・都市整備公団を始めとする森の里建設協議会において各工事の工事行程、発生車両台数を総合的に把握し、大型車両通行ルートの調整、大型車両台数が多い場合の通学路等の対する誘導員の配置等を十分協議し、交通安全の確保、交通混雑の緩和に努力する所存である。</p> <p>なお、県道上粕屋厚木線バイパスを使用することにより、現上粕屋厚木線の交通混雑の緩和に資すること、及び一部通学路との平行区間を回避することができることから、積極的な利用を図る。</p>